

松山市公営企業局技能資格者（1級配管工）の登録更新方法

登録更新を希望する方は、下記のとおり登録更新申請を行ってください。
申請期間内に申請を行わなかった場合は、「失効」となりますのでご注意ください。

記

1 登録手数料の支払い

- ・企業局から郵送された支払用紙（納付書兼領収証書及び領収済通知書）で登録手数料 3,500円を裏面の取扱金融機関で納めてください。
※支払用紙の記載事項は修正しないでください。

2 申請書と必要書類

- ①申請書【技能資格者継続登録申請書（第4号様式）】
※企業局から郵送された申請書又は松山市ホームページからダウンロードした申請書を使用してください。
※申請書のダウンロード場所は、「松山市トップページ」→「申請書ダウンロード」→「市政－入札・契約・資格」→「公営企業局－技能資格者関係書類」→「技能資格者継続登録申請書（第4号様式）」です。
- ②金融機関の領収印が押された支払用紙（納付書兼領収証書）の写し
- ③現在お持ちの技能資格者証の表裏の写し
- ④6か月以内に撮影した資格者のカラー写真1枚
※無帽、無背景で正面から上半身を撮影したもので大きさは縦3.0cm×横2.5cm版です。
※ポラロイド写真、スナップ写真、不鮮明なものやカラーコピーは不可です。
※裏面に資格者氏名、登録No.を記入してください。

3 申請

- ・申請期間 平成31年1月30日（水）～平成31年3月1日（金）（必着）
- ・申請方法 申請書に必要書類を添えて提出又は郵送してください。
（提出は代理の方でも可）
- ・提出・郵送先 〒790-8590 松山市二番町4丁目4-6
松山市公営企業局 管理部 契約管理課（企業局庁舎3階）
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時（土・日曜日、祝日を除く。）

4 新しい技能資格者証の交付

- ・交付期間 平成31年3月11日（月）～平成31年3月29日（金）
- ・交付方法 現在お持ちの技能資格者証と交換で新しい技能資格者証を交付します。
（受取は代理の方でも可）
- ・交付場所 申請時と同じ
- ・受付時間 申請時と同じ

5 その他

- ・前回の登録更新から技能資格者証記載の住所を変更された場合は異動の手続きが、技能資格者証を紛失・汚損された場合は再交付の手続きが必要となりますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

6 お問い合わせ先

- ・松山市公営企業局 管理部 契約管理課 契約担当（TEL089-998-9826）

取扱金融機関

金融機関名称	取扱店
愛 媛 銀 行	日本国内の本店、支店及び出張所
伊 予 銀 行	〃
み ず ほ 銀 行	〃
広 島 銀 行	愛媛県内の支店及び出張所
山 口 銀 行	〃
阿 波 銀 行	〃
百 十 四 銀 行	〃
四 国 銀 行	〃
徳 島 銀 行	〃
香 川 銀 行	〃
高 知 銀 行	〃
三井住友信託銀行	〃
商工組合中央金庫	〃
四国労働金庫	〃
愛媛信用金庫	愛媛県内の本店、支店及び出張所
松山市農業協同組合	愛媛県内の本所、支所及び出張所
えひめ中央農業協同組合	〃
愛媛県信用農業協同組合連合会	〃
愛媛県信用漁業協同組合連合会	〃

※郵便局（ゆうちょ銀行を含む）は取扱いできません